

現行の「検察の理念」の論点についてⁱ

2020年9月10日
紀藤正樹

	原文	論点
タイトル	検察の理念 ⁱⁱ	<p>タイトルが「<u>検察官の理念</u>」ではなく、組織の名称である「<u>検察</u>」の理念とされているⁱⁱⁱことから、本文及び10の理念につき、検察組織の理念と個々の職員の理念が、曖昧もしくは混在する箇所が生じている。</p> <p>またタイトルが「<u>倫理</u>」でなく「<u>理念</u>」とされていることから、義務部分が「<u>理念</u>」的記載となるなど、倫理部分が曖昧な箇所を生じている。</p>
1段落	<p>この規程は、<u>検察の職員が、いかなる状況においても、目指すべき方向を見失うことなく、使命感を持って職務に当たるとともに、検察の活動全般が適正に行われ、国民の信頼という基盤に支えられ続けることができるよう、<u>検察の精神及び基本姿勢を示すものである。</u></u></p>	<p>「<u>検察の精神及び基本姿勢を示す</u>」として検察組織の在り方が打ち出されている一方、規程の対象は「<u>検察の職員</u>」とされ、検察官のみが対象とされていない。また「<u>国民の信頼という基盤に支えられ続けることができるよう</u>」と、<u>検察の基盤が「国民の信頼」</u>であることも強調明示されている。</p>
□原文1行あけ		
2段落	<p><u>検察は、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、<u>刑罰法令を適正かつ迅速に適用実現するため、重大な役割を担っている。我々は、その重責を深く自覚し、常に公正誠実に、熱意を持って職務に取り組まなければならない。</u></u></p>	<p>「<u>なければならない</u>」という義務的な文章であるが、主語が「<u>検察</u>」として一般化され曖昧である。</p> <p>また「<u>個人の基本的人権の保障を全う</u>」「<u>刑罰法令を適正・・に適用実現</u>」と言う目的志向的な記載はあるが、「<u>基本的人権を侵害しない</u>」「<u>法令に違反しない</u>」という倫理的・義務的な記載にはなっていない。そのため結論部分が「<u>常に公正誠実に、熱意を持って職務に取り組まなければならない。</u>」という理念的な義務となっている。</p>

ⁱ 本稿で下線はすべて筆者

ⁱⁱ 「検察の再生に向けて」（平成23年3月31日 検察の在り方検討会議提言）では、「3 検察官の倫理」の項で、明確に「検察官」を対象として、「○ 検察官が職務の遂行に当たって従うべき基本規程を明文化した上で公表し、検察官の使命・役割を検察内外に明確にするべきである。」とされていた。

ⁱⁱⁱ 弁護士に対するものとしては「弁護士職務基本規程」がある。<http://www.mo.j.go.jp/content/001326438.pdf>

3 段落	<p>刑罰権の適正な行使を実現するためには、<u>事案の真相解明が不可欠</u>であるが、これには様々な困難が伴う。その困難に直面して、<u>安易に妥協したり屈したりすることのないよう</u>、あくまで<u>真実を希求し</u>、知力を尽くして<u>真相解明に当たらなければならない</u>。</p>	<p>「なければならない」という義務的な文章であるが、主語が2段落からの延長ととらえれば、「<u>檢察</u>」として一般化され曖昧である。</p> <p>また「<u>事案の真相解明が不可欠</u>」「<u>真相解明に当たらなければならない</u>」と「<u>真相解明</u>」が重要であることが強調され、「<u>真相解明</u>」が義務的な規程とされているが、問題は「<u>真相解明</u>」の手段であるが、その点も曖昧である。</p> <p>「<u>困難に直面して、安易に妥協したり屈したりすることのないよう</u>」という記載は、6段落との関係で「<u>独善に陥る</u>」危険があり、この危険を防止するためには、2段落との関係で「<u>基本的人権を侵害しない</u>」「<u>法令に違反しない</u>」ことが強調され、「<u>真相解明</u>」の限界を画する基準が必要であるが、2段落と3段落との関係が曖昧である。</p>
4 段落	<p>あたかも常に有罪そのものを目的とし、より<u>重い処分の実現自体を成果とみなすかのごとき姿勢となつてはならない</u>。我々が目指すのは、<u>事案の真相</u>に見合った、国民の良識にかなう、相応の処分、相応の科刑の実現である。</p>	<p>ここでも「<u>事案の真相</u>」が重要であることが強調されているが、問題はその手段である。この点も2段落との関係で、その限界を画する基準が曖昧である。</p> <p>また「より重い処分の実現自体を成果とみなすかのごとき姿勢となつてはならない。」という1文は「<u>個々の職員</u>」に向けた義務的な規程と評価できるが、「我々が目指すのは」と<u>檢察組織の目標</u>とも評価できる2文につなげられており、1文が、<u>檢察組織の理念か個々の職員の理念か</u>が曖昧である。</p>
5 段落	<p>そのような処分、科刑を実現するためには、各々の判断が歪むことのないよう、<u>公正な立場を堅持</u>すべきである。権限の行使に際し、<u>いかなる誘引や圧力にも左右されないよう</u>、どのような時にも、<u>厳正公平、不偏不党を旨とすべき</u>である。また、<u>自己の名誉や評価を目的として行動することを潔しとせず、時としてこれが傷つくことをもおそれない胆力が必要である</u>。</p>	<p>「<u>公正な立場</u>」「<u>厳正公平</u>」「<u>不偏不党</u>」が強調され、「<u>自己の名誉や評価を目的として行動することを潔しとせず、時としてこれが傷つくことをもおそれない胆力が必要である</u>」とされていることから、本来であれば、<u>個々の職員ないし檢察官の倫理</u>がより一層要請されていることになるが、「<u>理念</u>」との関係では曖昧である。</p> <p>また「<u>自己の名誉や評価を目的として行動することを潔しとせず、時としてこれが傷つくことをもおそれない胆力が必要である</u>」という規程は、6段落との関係で「<u>独善に陥る</u>」危険があり、この危険を防止するためには、2段落との関係で「<u>基本的人権を侵害しない</u>」「<u>法令に違反しない</u>」ことが強調され、「<u>公正な立場</u>」「<u>厳正公平</u>」「<u>不偏不党</u>」の限界を画する基準が必要であるが、2段落との関係が曖昧である。</p>
6 段落	<p>同時に、権限行使の在り方が、<u>独善に陥ることなく、真に国民の利益にかなうもの</u>となっているかを常に内省しつつ行動する、<u>謙虚な姿勢を保つべき</u>である。</p>	<p>「<u>独善に陥ることなく</u>」「<u>謙虚な姿勢</u>」等が強調され、「<u>保つべきである</u>」と義務的な規程とされており、本来であれば、<u>個々の職員ないし檢察官の倫理</u>がより一層要請されていることになるが、タイトルが「<u>理念</u>」とされている関係で、「<u>倫理</u>」との関係が曖昧である。</p>

		また「独善に陥ることなく」「謙虚な姿勢」等を強調するなら、「 <u>検察の理念</u> 」が策定された平成23年9月28日以降の現在に至るまでの「 <u>検察の理念</u> 」が果たした役割への検証、改訂への不断の努力が十分であったのかは、本刷新会議などを通じた外部的な検証も必要であろうと思われる。
7 段落	検察に求められる役割を果たし続けるには、過去の成果や蓄積のみに依拠して満足してはならない。より強い検察活動の基盤を作り、より優れた刑事司法を実現することを目指して、 <u>不断の工夫を重ねるとともに、刑事司法の外、広く社会に目を向け、優れた知見を探求し、様々な分野の新しい成果を積極的に吸収する姿勢</u> が求められる。	「 <u>不断の工夫</u> 」「 <u>広く社会に目を向け、優れた知見を探求し、様々な分野の新しい成果を積極的に吸収する姿勢</u> が求められる」とするが、KPI評価が必要であり、その評価も自己評価だけでなく、外部的な意見や検証も必要である。
□原文1行あけ		
8 段落	これらの姿勢を保ち、使命感を持って各々の <u>職務に取り組む</u> ことを誇りとし、刑事司法の一翼を担う者として国民の負託に応えていく。	「 <u>職務に取り組む</u> 」とあるが、職務の内外を問わず ^{iv} と言う発想が欠如している。「 <u>検察官の倫理</u> 」とされず、「 <u>検察の理念</u> 」とされていることと関係があるように思われる。
□原文改ページ↓2頁目		

^{iv} 弁護士法（懲戒事由及び懲戒権者）第56条 弁護士及び弁護士法人は、この法律又は所属弁護士会若しくは日本弁護士連合会の会則に違反し、所属弁護士会の秩序又は信用を害し、その他職務の内外を問わずその品位を失うべき非行があつたときは、懲戒を受ける。（下線は筆者）

理念 1	1 国民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべき責務を自覚し、法令を遵守し、厳正公平、不偏不党を旨として、公正誠実に職務を行う。	検察官は単なる公務員ではない。「独任官庁」 ^v であり、「公益の代表者」 ^{vi vii} でもある。 その立場性に見合った規程としては、「国民全体の奉仕者」とするだけでは不十分で、「公共の利益のために勤務すべき責務を自覚」を、検察官の職務の観点からの規程とすべきであり、もともと「 <u>検察の再生に向けて</u> 」（平成23年3月31日 検察の在り方検討会議提言）でも、その旨を指摘されていた ^{viii} 。
理念 2	2 基本的人権を尊重し、刑事手続の適正を確保するとともに、刑事手続における裁判官及び弁護人の担う役割を十分理解しつつ、自らの職責を果たす。	「基本的人権の尊重」「刑事手続の適正の確保」するための具体的な規律が定められていない。 また理念6との関係で、犯罪被害者の権利は規程化されているが、刑事被疑者及び刑事被告人の権利を具体的に規定する規程はなく、統一がとれていない。

v 佐藤剛刑事局総務課長「一般に検察官については独任制の官庁であると言われたりしております。」（第1回議事録11頁）<http://www.moj.go.jp/content/001325843.pdf>

vi 検察庁法第4条「検察官は、刑事について、公訴を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、且つ、裁判の執行を監督し、又、裁判所の権限に属するその他の事項についても職務上必要と認めるときは、裁判所に、通知を求め、又は意見を述べ、又、公益の代表者として他の法令がその権限に属させた事務を行う。」（下線は筆者）

vii 「検察の再生に向けて」（平成23年3月31日 検察の在り方検討会議提言）では、「○ 検察官は、『公益の代表者』として、有罪判決の獲得のみを目的とすることなく、公正な裁判の実現に努めなければならない。」（4頁）、「検察官は、公益の代表者として、その権限が国民からの信頼に基づいて負託されたものであることを心に刻み、決して驕りを持ってはならない。」（6頁）、「検察官には、他人の非違を糾す者として、一般の公務員以上に高い倫理性、廉潔性が求められている。それにもかかわらず、検察官には、国家公務員としての服務規律のほか、職務上の行為の基準を明文化した独自の基本規程は存在していない。これは、そうした明文の規律を及ぼさなくても個々の検察官が自らを厳しく律しているとの信頼があったからであるとも考えられる。しかし、今般の事態は、そのような信頼を根本から裏切るものであって、個々の検察官に自らの使命・役割を再認識させ、日々の職務の指針とすることができるようにするため、検察官が遵守すべき基本規程を明文化することが求められるに至っている。」（7頁）とされている。

viii 注vii参照。

理念 3	3 <u>無実の者を罰し、あるいは、真犯人を逃して処罰を免れさせることにならないよう、知力を尽くして、事案の真相解明に取り組む。</u>	「無実の者を罰し」「真犯人を逃して処罰を免れさせる」ことを防止しようとすれば、まさに「知力を尽して」、自白以外の客観的な証拠の収集方法や科学的捜査の知見の収集、自白に影響を与える保釈制度を含む勾留制度の在り方、録音録画を含む取り調べの在り方の検討、証拠の早期の開示制度のさらなる拡充、弁護士立ち会い権の導入することも検討されるべきである。 その際、いわゆる「人質司法」と批判されない捜査の在り方が具体的に検討されるべきある。
理念 4	4 <u>被疑者・被告人等の主張に耳を傾け、積極・消極を問わず十分な証拠の収集・把握に努め、冷静かつ多角的にその評価を行う。</u>	「冷静かつ多角的にその評価を行う」という指標が明確でないことから、何らかの客観的指標が必要であると思われる。 逆に客観的指標を策定することが難しければ、現状の実務を前提としても、「被疑者・被告人等の主張」に影響を与える保釈を許さない勾留制度の在り方や、弁護士立ち会い権を含む取り調べの在り方の検討が必要である。 その際、いわゆる「人質司法」と批判されない捜査の在り方が具体的に検討されるべきある。
理念 5	5 取調べにおいては、 <u>供述の任意性の確保</u> その他必要な配慮をして、 <u>真実の供述が得られるよう努める。</u>	「供述の任意性」を確保しようとする、録音録画を含む取り調べの在り方のみならず、保釈を許さない勾留制度の在り方や、欧米では「供述の任意性」との関係で刑事被疑者及び刑事被告人の権利として認められてきた弁護士立ち会い権を、実務の運用上、認めていくことも検討されるべきである。
理念 6	6 <u>犯罪被害者等の声に耳を傾け、その正当な権利利益を尊重する。</u>	被害者の権利を尊重する制度の具体的な方法が記載されていない。 また10の理念の中に、「権利」という言葉は、犯罪被害者との関係でしか規程化されておらず、刑事被疑者及び刑事被告人の権利を具体的に規定する規程がなく、統一がとれていない。
理念 7	7 <u>関係者の名誉を不当に害し、あるいは、捜査・公判の遂行に支障を及ぼすことのないよう、証拠・情報を適正に管理するとともに、秘密を厳格に保持する。</u>	理念7に反し、いわゆる不透明な捜査情報の流出としての「リーク」と見られる事象が続いていることについての検証が必要である。 「関係者の名誉を不当に害」さず、「秘密を厳格に保持する」という観点からは、報道との関係においては、欧米にみられるように報道官の設置などの仕組みも検討される必要がある。

理念8	<p>8 警察その他の捜査機関のほか、矯正、保護その他の関係機関とも連携し、<u>犯罪の防止や罪を犯した者の更生等の刑事政策の目的に寄与する。</u></p>	<p>「広く社会に目を向け、優れた知見を探求し、様々な分野の新しい成果を積極的に吸収する姿勢が求められる」とする本文7段落との関係で、諸外国で仮釈放や開放処遇で導入されてきているGPS、デジタル・IT技術を利用した接見の在り方など、新しい仕組みの導入に躊躇がないか。そのことが保釈や仮釈放などの運用等に影響を与え、「犯罪の防止や罪を犯した者の更生等の刑事政策の目的に寄与」に悪影響を与えていないかなど、理念8が義務的な規程となっていない規程方法も含めて検証される必要がある。</p>
理念9	<p>9 法律的な知識、技能の修得とその一層の向上に努めるとともに、<u>多様な事象とその変化にも対応し得る幅広い知識や教養を身につけるよう研鑽を積む。</u></p>	<p>「広く社会に目を向け、優れた知見を探求し、様々な分野の新しい成果を積極的に吸収する姿勢が求められる」とする本文7段落との関係で、現在、録音録画などの新システムに対応していることは一定の評価ができるが、デジタルやIT技術を活用した取り調べ方法の導入や、ゴーン被告の海外逃亡の際に議論となったGPS導入の遅れの問題など、法改正を経なくても、運用で可能な新しい仕組みの導入などに躊躇はないかなど、理念9が義務的な規程となっていない規程方法も含めて検証される必要がある。</p>
理念10	<p>10 常に内省しつつ経験から学び行動するとともに、自由闊達な議論と相互支援を可能とする活力ある<u>組織風土を構築する。</u></p>	<p>「組織風土」を個々の職員で作ることは事実上難しいことから、他の9つの理念と異なり、個々の職員の義務というより、検察組織の理想的色彩が強い規程となっている。</p> <p>他方「独善に陥ることなく」「謙虚な姿勢」と強調されている本文6段落を受けるとすれば、「組織風土」を作るためには、文章の統一をはかる意味でも、「内省」だけでは足りず、「独善に陥ることなく」「謙虚な姿勢」が明記される必要がある。</p> <p>あえて言えば「国民からの批判に耳を傾ける姿勢」が全面に打ち出され、本文一段落の「国民の信頼」という基盤に支えられ続けることができるよう」と、検察の基盤が「国民の信頼」であることが強調される必要がある。</p>